

「日本地球惑星科学連合」の設立について

常任理事会

「我が国の地球惑星科学コミュニティーを代表し、国際連携及び社会への情報発信、関連分野の研究発表、情報交換を通じて、学術の発展に寄与することを目的とする」地球惑星科学連携組織を創設することの必要性が22の地球惑星科関連の学会により昨年合意されました。これを受けて、これらの学会から構成される学会連合設立準備会において、昨年10月より4回にわたって学会連合のあり方を議論してまいりました。平成17年2月5日に行われた第4回学会連合設立準備会において、設立準備会としての「日本地球惑星科学連合規約」最終案を確定しました。各学会では、この規約案に基づき、本年5月に開催予定の合同大会までに日本地球惑星科学連合への加盟の可否を決定する事になります。日本気象学会では理事会において議論した上で、既に承認されています。次回の総会でもご報告しますが、文書で以下、ご報告します。連合の設立は今年5月の合同大会開催中となります。

以下に「連合規約」の全文を掲載いたしますが、要点は次の通りです。

連合は各学会が行ってきた対外的な交渉（対文部科学省、対学術会議など）を引き継いで統一して行う役目を持つと同時に、合同大会を運営する。より具体的には、連合は、最初に記した「目的」を達成するために次のことを行う。

- (1) 地球惑星科学コミュニティーに対する国及び社会一般からの諸要請への対応
 - (2) 地球惑星科学コミュニティーの意見集約、対外的情報発信及びアウトリーチ
 - (3) 地球惑星科学に関わる国際学協会との連携及び国際プロジェクトへの対応
 - (4) 地球惑星科学に関わる年次研究発表集会の開催及び国際会議等の企画・開催
 - (5) 地球惑星科学コミュニティーに共通する諸問題についての検討と提言
 - (6) その他、地球惑星科学の総合的発展を図るために必要な諸活動
- ・連合は、評議会、運営会議とその下の7つの常置委員会、事務局からなる
 - ・評議会のメンバーは加盟学会の長であり、様々な

事項に関して承認を与える

- ・連合の活動の主体は運営会議であり、連合の代表は運営会議議長である
- ・運営会議は議長、副議長、7名の議員から構成され、議長、副議長を除く議員は常置委員会の委員長である
- ・常置委員会には運営会議議員である委員長と、その下に副委員長、委員がおり、各学会からの推薦名簿に基づき運営会議で決める
- ・最初の運営会議議長、副議長、議員は準備会で決め、それ以降は運営会議自身が次の議長、副議長、議員を決め、評議会が承認する。
- ・連合の運営資金は合同大会（連合大会と改称）の参加費で賄うが、財政的に苦しくなったときは各学会が評議会決定に基づき支援する

なお英語略称はJUEPS（ジェプス）となります。日本気象学会では、学会として可能な範囲で「日本地球惑星科学連合」の活動に参加していく予定です。
(文責常任理事 近藤 豊)

日本地球惑星科学連合規約（案）

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、日本地球惑星科学連合 (Japanese Union of Earth and Planetary Sciences) と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本団体は、我が国の地球惑星科学コミュニティーを代表し、国際連携及び社会への情報発信、関連分野の研究発表、情報交換を通じて、学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 地球惑星科学コミュニティーに対する国及び社会一般からの諸要請への対応
- (2) 地球惑星科学コミュニティーの意見集約、対外

的情報発信及びアウトリーチ

- (3) 地球惑星科学に関わる国際学協会との連携及び国際プロジェクトへの対応
- (4) 地球惑星科学に関わる年次研究発表集会の開催及び国際会議等の企画・開催
- (5) 地球惑星科学コミュニティーに共通する諸問題についての検討と提言
- (6) その他、地球惑星科学の総合的発展を図るために必要な諸活動

第3章 加盟学会

(加盟学会の要件)

第4条 本団体に加盟する学協会は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 地球惑星科学に関連する学術団体であること。
- (2) 本団体の設立趣旨に賛同する学術団体であること。

(加盟学会の義務)

第5条 本団体に加盟する学会は、以下の義務を負う。

- (1) 本団体を運営する上で必要とされる人材の派遣及び情報の提供
- (2) 本団体を存続させるために評議会が必要と認めた応分の経済的負担

(加盟)

第6条 本団体に加盟するためには、評議会の承認を得なければならない。

(脱退)

第7条 本団体を脱退するためには、評議会に申し入れなければならない。

第4章 組織と役員

(組織)

第8条 本団体を運営するために、評議会、運営会議、及び事務局を設ける。

(評議会)

第9条 評議会は、本団体の運営方針について審議し、事業内容について監査する。

第10条 評議会を構成する委員(評議員)は次の者とする。

- (1) 各加盟学会の長
- (2) 運営会議の議長及び副議長

第11条 評議会の議長は評議員の互選により選出する。

第12条 議長の任期は1年とし、再任を認めない。

第13条 議長は評議会を招集する。

第14条 評議会の議決に関する事項については別に定める。

(運営会議)

第15条 運営会議は、本団体の事業を推進し、運営を統括する。

第16条 運営会議は、議長、副議長、及び議員によって構成される。

第17条 運営会議の議長は、本団体を代表し、運営全般を総理する。

第18条 副議長は議長を補佐する。

第19条 議員は、担当する各委員会の委員長として、運営の実務を行う。

第20条 議長、副議長の任期は2年とし、再任を認めない。

第21条 議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第22条 議長、副議長、議員の候補者の選出は運営会議で行い、評議会の承認を得る。

第23条 議長は運営会議を招集する。

第24条 運営会議の議決に関する事項については別に定める。

(各委員会)

第25条 運営会議の下に、運営の実務を行う次の常置委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 広報・アウトリーチ委員会
- (5) 大会運営委員会
- (6) 教育問題検討委員会
- (7) 国際委員会

第26条 各委員会の業務内容については別に定める。

第27条 各委員会は、委員長、副委員長、及び委員によって構成される。

第28条 各委員会の委員長は、運営会議が議員の中から選任する。

第29条 各委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第30条 各委員会の副委員長及び委員は、加盟学会からの情報提供に基づき、運営会議が選任する。

(事務局)

第31条 本団体に事務局を置く。

第32条 事務局は、本団体の運営全般に関わる事務を行う。

第33条 事務局に事務局長を置く。

第34条 事務局長は運営会議が選任する。

第5章 会計

(経理)

第35条 本団体の運営経費は、第2章第3条に掲げる事業によって生じる収入をもってあてる。

第36条 本団体の収支決算は、運営会議議長が作成し、評議会に報告して承認を得なければならない。

第6章 規約の変更

第37条 本規約の変更は、運営会議が提案し、評議会の承認を得て発効する。

附則

1 この規約は、平成17年5月25日から施行する。

2 第22条及び第30条の規定に関わらず、本団体発足時の運営会議議長、副議長、各委員会委員長、副委員長及び委員については、日本地球惑星科学連合設立準備会において選定し、発足時に開催される評議会において承認を得るものとする。

3 発足時の加盟学会は次の通りとする(50音順、但し日本を除く)。

日本応用地質学会 日本海洋学会 日本火山学会
日本岩石鉱物鉱床学会 日本気象学会 日本鉱物学会
日本古生物学会 資源地質学会 日本地震学会
日本水文科学学会 水文・水資源学会 日本雪氷学会
日本測地学会 日本第四紀学会 日本地下水学会
日本地球化学会 地球電磁気・地球惑星圏学会 日本地質学会 日本地理学会 日本粘土学会 日本陸水学会 日本惑星科学会



第46回科学技術映像祭入選作品発表会

年間の優秀科学映像を決める科学技術映像祭の入選作品を一挙上映。最優秀作品(内閣総理大臣賞)はNTV映像センター、東芝デジタルフロンティアが製作した『未来を創る科学者達2004 アトムファクトリー 原子の世界からのライブ中継 ～木塚徳志～』。ナノレベルで試料を動かすことのできる電子顕微鏡を用いて金属と金属が接触するときの様子等を原子レベルでとらえた作品。他に、超伝導に関するベル研究所の科学者の論文が捏造だったという『BSドキュメンタリー 史上空前の論文捏造(ねつぞう)』(日本放送協会)、『KBC ニュースピア630 関門を渡る影～龍 vs

ハヤブサ～』(九州朝日放送)など文部科学大臣賞14作品が決定している。

日 程：4月21(木)・22日(金)(入場無料)

会 場：科学技術館・サイエンスホール
(千代田区北の丸公園2-1)

交 通：地下鉄竹橋駅・九段下駅徒歩7分

[問] 日本科学技術振興財団・振興部

Tel：03-3212-2454

URL：http://ppd.jsf.or.jp/filmfest/